#### 関市結婚支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、関市結婚支援事業を実施することにより、結婚を希望する独身の男女 (以下「結婚希望者」という。)に対し、結婚に関する支援を行い、関市への定住促進を 図ることで人口の増加につなげるとともに、活力あるまちづくりを推進することを目的と する。

(事業の内容)

- 第2条 関市結婚支援事業(以下「事業」という。)の内容は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 結婚に関する相談及び結婚相手の紹介に関すること。
  - (2) 婚活イベント等の企画運営に関すること。
  - (3) 岐阜県が運営するぎふマリッジサポートセンター及び県内の市町村が運営する結婚相談所との連携に関すること。
  - (4) 結婚に関する情報の収集及び提供に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、結婚支援に関し市長が必要と認める業務に関すること。

(事業の対象者等)

- 第3条 事業の対象者は、申請日において20歳以上49歳以下の者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する結婚希望者とする。ただし、婚活イベント等の企画のみに参加を希望する結婚希望者は、この限りでない。
  - (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内の事業所等に勤務する者
  - (3) 結婚後において市内に定住する意思のある者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の対象者としない。
  - (1) 婚姻の約束をしている者
  - (2) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - (3) 事業を利用して政治活動、営利活動又は宗教活動を行おうとする者
  - (4) 関市暴力団排除条例(平成24年関市条例第29号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者
- 3 事業の対象年齢は、事業の内容ごとに決定できるものとする。

(結婚相談所の設置等)

- 第4条 市長は、事業を実施するため、関市中央公民館に関市結婚相談所(以下「結婚相談 所」という。)を設置する。
- 2 結婚相談所の呼称は、「関市婚活サポートセンター」とする。
- 3 結婚相談所は、結婚相談を月4日以上実施するものとする。ただし、会場の都合等により実施できない場合は、この限りでない。
- 4 結婚相談所には、結婚支援に関し知見を有する婚活アドバイザー(以下「婚活アドバイザー」という。)を置き、相談業務にあたるものとする。

(登録)

- 第5条 結婚希望者のうち、結婚相談所において結婚相談及び結婚相手の紹介を受けたい者 (以下「申請者」という。)は、関市結婚相談所登録申請書(別記様式第1号。以下「登録申請書」という。)に同意書兼誓約書(別記様式第2号)、本人の顔写真、独身証明書及び公的機関が発行する身分証明書(以下「身分証明書」という。)の写しを添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、申請者に対し、第3条に規定する事業の対象者の要件に該当するかを審査する ため、次に掲げる書類の提出又は提示を求めることができる。ただし、前項の同意書兼誓 約書に定住の意思を記載した場合は、第2号に掲げる書類の提出又は提示を省略すること ができる。
  - (1) 市内の事業所等に勤務していることを証明する書類
  - (2) 結婚後において市内に定住する意思を示す書類
- 3 市長は、登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、 登録を行うものとする。
- 4 登録申請書は、ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク(岐阜県が提供する県内の市町 村等が運営する結婚相談所をネットワーク化し、広域でのマッチングをサポートするシス テムをいう。以下同じ。)への登録の申請を兼ねることができる。

(台帳の管理等)

- 第6条 市長は、関市結婚相談所登録者管理台帳(別記様式第3号。以下「登録者管理台帳」という。)を備え、登録状況を管理するとともに、関市結婚相談所登録者閲覧台帳(別記様式第4号。以下「登録者閲覧台帳」という。)を作成するものとする。
- 2 登録者管理台帳及び登録者閲覧台帳に係る情報は、前条第3項に規定する登録を受けた 者(以下「登録者」という。)のための事業に係る活動に限り使用するものとする。
- 3 登録者は、登録者閲覧台帳を閲覧することができる。

(登録の変更)

第7条 登録者は、登録した内容に変更が生じたときは、速やかに婚活アドバイザーに報告

しなければならない。

(登録の解除)

- 第8条 登録者は、登録を解除するとき、又は第3条に規定する事業の対象者の要件に該当 しなくなったときは、関市結婚相談所登録解除申請書(別記様式第5号。以下「解除申請 書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、登録者から解除申請書の提出があったときは、当該登録者の登録を解除する。
- 3 市長は、事業が廃止になったときは、全ての登録者の登録を解除することができる。この場合において、市長は、全ての登録者に対し、事業の廃止及び登録の解除について事前に通知しなければならない。

(登録の取消し)

- 第9条 市長は、登録者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、当該登録者の登録 を取り消すことができる。
  - (1) 登録申請書に虚偽の記載があったとき。
  - (2) 第3条に規定する事業の対象者の要件に該当しなくなったにもかかわらず、解除申請書を提出しないとき。
  - (3) 他の登録者、婚活アドバイザー又は市に対して著しく迷惑を及ぼし、又は損害を与えたとき。
  - (4) 前3号に掲げるときのほか、市長が不適切であると認めたとき。

(登録の有効期限)

- 第10条 登録の有効期限は、市長が登録申請書を受理した日から2年とする。
- 2 登録の有効期限以後も引き続き登録を希望する登録者は、当該期限前に登録申請書を市 長に提出しなければならない。

(費用の徴収)

- 第11条 市長は、次の各号に掲げる費用は徴収しない。
  - (1) 登録に係る費用
  - (2) 結婚に関する相談に係る費用
  - (3) 結婚相手の紹介に係る費用
  - (4) 結婚に関する情報の提供に係る費用
  - (5) 結婚相談所の紹介により結婚が決まった者からの成婚報酬
- 2 市長は、婚活イベント等の企画に参加した登録者から、当該企画に要する経費の実費相 当額を徴収することができる。

(交際の原則)

第12条 結婚相手の紹介及び婚活イベント等を通じた交際は、当事者が自己の責任におい

て決定するものとし、市長は、当事者同士の交際に関していかなる責任も負わない。

2 市長は、登録者から結婚相手の紹介の結果について聴取することができる。

(相談業務の報告)

- 第13条 婚活アドバイザーは、結婚相談所利用状況(来所人数、登録者数、お見合い実施 数その他結婚相談所の利用に関する事項をいう。)を月ごとにまとめ、市長に報告しなけ ればならない。
- 2 婚活アドバイザーは、結婚相談所の登録者及び主催する婚活イベント等の参加者が婚姻 に至ったときは、関市結婚相談所結婚報告書(別記様式第6号)により市長に報告しなけ ればならない。

(業務委託)

- 第14条 市長は、事業の更なる充実を図るため、事業の全部又は一部を個人又は団体(以下「受託者」という。)に委託することができる。
- 2 受託者は、事業が完了したときは、事業の実施報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(個人情報の保護)

- 第15条 登録者、婚活イベント等の参加者及び結婚相談所の関係者(受託者を含む。)(以下「関係者等」という。)は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の取扱いに最大限の注意を払い、事業により知り得た個人情報を事業の遂行又は交際以外の目的に使用し、又は他へ漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、事業又は交際が終了した後も同様とする。
- 3 関係者等は、その取り扱う個人情報が漏れたことが判明した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この告示は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に存する従前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして 使用することができる。

関币結婚権 (兼 ぎふ広域結婚)	苷談所登 相談事業	録甲請書 支援ネットワ	<b>一ク</b> )	入会(	(更新)年月日	1	年	月	日
登錡	関「	市登録番号							
					会員ID				(自動付与)
ニックネーム				4	登録番号				(自動付与)
ふりがな				<b>生</b> 男		(西暦)	年	月	日
氏 名				別女	生年月日		満		歳
現住所	₹		市郡						
ᆂᄯᆓᄆ	自宅								
電話番号	携帯電話								
緊急連絡先	氏名			続柄		電話 番号			
メールアドレス					@	_			
職業	口会社員	□公務員	. □団(	体職員	□自営業	□パート・	アルバイト	□その	他
職種						()	記載例:事務、	営業、運転	手、農業 など)
資格 ・ 免許									
勤務先又は 自営業名	ふりがな			菫	勧務体系・休日な	だど			
勤務先住所									
年 収	約	万	'円						
身長			cr	m					
血液型	□A型	□B型	口O型	□Al	B型				
学歴	口中卒	口高卒	口専門	卒	□短大·高専	卒 口大	:卒 ロブ	大学院修了	7
結婚歴	□初婚	□再婚	再婚の	の場合	□死別(西暦	年)	□離別(	西暦	年)
子どもの有無	口無	口有(年齢、性	別、親権、	養育費等				)	
n=# 4.7	たばこ	□吸わない	С	□吸う					
嗜好	酒	□飲まない		□飲む					
結婚後の同居	自分の 家族と	□同居 □別居	口はじる 口問わ		相手 <i>0</i> 家族と			じめ別居 わない	
婿養子	口希望す	ける ロ	希望しな	UN.	□どちらで	もよい			

- \* ネットでは 部分の公開、相談所では 部分の公開となります。
- \* 他の部分(白い部分)は登録相談所での保存となり、秘密厳守で取り扱います。

-	家	族	മ	狀	況
	27	ᄶ	v	ᇄ	IJЬ

	続柄	年齢	同居·別居	未婚・既婚	備考
	父		□同居 □別居		
家族	母		□同居 □別居		
族 の 状			□同居 □別居	□未婚 □既婚	
況			□同居 □別居	□未婚 □既婚	
			□同居 □別居	□未婚 □既婚	
			□同居 □別居	□未婚 □既婚	

# ■ お相手に希望すること(レベル1で公開・レベル2で公開を選択できます。)

年 齢	歳から歳まで
身 長	cmから cmまで
職業	□会社員 □公務員 □団体職員 □自営業 □パート・アルバイト □こだわらない
年 収	□200万円以上 □300万円以上 □400万円以上 □500万円以上 □500万円以上
学歴	□中卒以上 □高卒以上 □専門卒以上 □短大・高専卒以上 □大卒以上 □大学院修了以上 □こだわらない
結 婚 歴	□初婚 □再婚 □こだわらない
子どもの有無	□いない  □こだわらない
共 働 き	□希望する □希望しない □どちらでもよい
嗜好	たばこ 口吸わない 口吸う 口どちらでもよい
帽 灯	お 酒 口飲まない 口飲む 口どちらでもよい
上記以外に相手を選ぶ際、特にご希望がありましたらお書きください。	

### ■ マイプロフィール(任意)

休日		週	日	[	具体的にご記入ください。	]
休日の過ごし	.方				(会員登録完了後、Web上からご自分で編	集することができます。)
趣味 • 特技	技				(会員登録完了後、Web上からご自分で編	集することができます。)
自己PR					(会員登録完了後、Web上からご自分で編	集することができます。)

「ぎふマリッジサポートセンター おみサポ・ぎふ会員利用規約」を遵守します。							
	20 年 (本人署名)	月	B				

# 同意書兼誓約書

# 関市長 様

私は、次に掲げる内容について、ここに同意し、及び誓約します。

レチェッ	ク	
	1	本登録に係る記載内容については、偽りがありません。
	2	登録後は、関市結婚支援事業実施要綱(利用規約)(以下「要綱」という。)を遵
		守するとともに、結婚相手の紹介又はお見合いについては誠意をもって対応します。
	3	結婚相手の紹介又はお見合いで知り得た相手の個人情報については、一切他に漏
		らしません。
	4	私の情報を相談所内において、関市結婚相談所登録者閲覧台帳(要綱別記様式第
		4号)により閲覧に供することに同意します。
	5	私の情報及び家族構成に係る情報を、関市及び婚活アドバイザーが事業に使用す
		ることについて同意します。
	6	交際及び結婚については、当事者が自己の責任で決定するものとし、交際中から
		結婚までの同時者同士の関係に係る事故等については、関市及び婚活アドバイザー
		に一切の責任を問いません。
	7	仮に希望に沿った相手が見つからなかったとしても、異議や苦情などを申し立て
		ません。
	8	この事業を利用して政治活動、営利活動及び宗教活動は行いません。
	9	関市暴力団排除条例(平成24年関市条例第29号)に規定する暴力団、暴力団
		員等ではありません。
$\Box$ 1	0	交際又は婚姻に至ったときは、関市又は婚活アドバイザーに報告します。
(関	市	結婚支援事業実施要綱第3条第1項第3号に該当する者)
$\Box$ 1	1	結婚に至った場合には、関市に住所を有し居住することを誓約します。
		F

年 月 日

住 所

氏 名

### 別記様式第3号(第6条関係)

# 関市結婚相談所登録者管理台帳

通番	登録番号	登録年月日	広域会員番号	性別	氏名	住所	電話番号	生年月日	年齢	職業	現在の状態	備考
												<u> </u>
												<u> </u>
												<u> </u>
												<u> </u>
												<u> </u>
												Į

# 関市結婚相談所登録者閲覧台帳

	_	
	登録番号	
	住所	市・町
	生年	(西暦) 年
	Rtút - 光子	□会社員 □公務員 □団体職員
	職業	□自営業 □パート・アルバイト □その他
~ 古	職種	(事務、営業、運転手、農業など)
写真	資格∙免許	
	勤務体系 休日など	
	身長	ст
	血液型	□A型 □B型 □O型 □AB型 □不明
	結婚歴	□初婚 □再婚
	たばこ	□吸う □吸わない
その他(自己PR)	酒	□飲む □飲まない
	趣味	

### 関市結婚相談所登録解除申請書

### 関市長 様

私は、関市結婚相談所及びぎふ広域結婚相談事業支援ネットワークの登録を解除したいので、関市結婚支援事業実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり解除申請します。なお、申請書類一式は市によって処分されることに同意します。

記

登録番号	
解除理由	

ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク

□ 退会 □ その他の結婚相談所への変更

年 月 日

住 所

氏 名

### 別記様式第6号(第13条関係)

### 関市結婚相談所結婚報告書

### 関市長 様

関市結婚相談所の登録者及び主催イベント等参加者が婚姻に至ったので、関市結婚支援 事業実施要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

男性	関市登録番号	
	(広域会員番号)	
	氏名	
女 性	関市登録番号	
	(広域会員番号)	
	氏名	
婚姻届出日	年 月	日
居住予定地		
(市町村名)		
備考		

年 月 日

婚活アドバイザー 氏 名